

平成19年度における府中市教育委員会の
権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価に係る報告書

平成21年1月
府中市教育委員会

目 次

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 の実施	1
第 2 府中市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施方針	1
第 3 平成 19 年度の府中市教育委員会の活動概要	2
第 4 平成 19 年度の府中市教育委員会の基本方針 及び基本方針に基づく主要施策	3
第 5 平成 19 年度の府中市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価	7
第 6 点検・評価に関する有識者からの意見	34
(資料 1) 府中市教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱	37

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされた。

第2 府中市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(平成20年12月18日教育委員会決定)

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成20年4月1日施行）が行われ、新たに教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施が義務づけられました。

そこで、本市の教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。また、点検及び評価の結果を議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものです。

2 実施内容

- (1) 毎年度策定する府中市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策を対象とし、点検及び評価を行います。
- (2) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとし、毎年1回実施します。
- (3) 施策・事業の進捗状況を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行います。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置きます。点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱します。
- (5) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を府中市議会へ提出します。また、報告書は公表していきます。

第3 平成19年度の府中市教育委員会の活動概要

府中市教育委員会は、府中市長が府中市議会の同意を得て任命した5人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は、原則として毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成19年（1月～12月）の教育委員会活動としては、定例会を12回、臨時会を5回開催し、議案38件、報告・連絡・協議事項113件について審議等を行った。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく市長への予算要望をはじめ、市内小中学校や社会教育施設への訪問、児童・生徒に対する表彰などの活動を行っている。

府中市教育委員会は、府中市の教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するための「基本方針」を策定しており、この基本方針の下に総合的な教育施策を推進している。

平成19年度には、教育委員会における生涯学習、社会教育等に係る事務の市長部局への事務移管について12月市議会定例会で「府中市組織条例」が改正され、平成20年度に向けて教育委員会としての新たな体制づくりに取り組んだ。また、12月1日には、新中央図書館がPFI事業により市民会館との複合施設として開館している。

学校施設耐震化に向けた取組として、矢崎・若松小学校と府中第十・浅間中学校の耐震改修工事を実施した。9月には府中第三中学校の新校舎がしゅん工している。放課後子ども教室事業については、4月から府中第二・府中第五・府中第十小学校をモデル校として開始した。学務保健分野では、府中市学校保健計画の策定作業に着手した。4月～7月に流行した麻疹に対し、予防接種を公費負担にするなど予防に取り組んだ。また、食教育への取組み等が評価され、第一給食センターが東京都教育委員会より「健康づくり優秀共同調理場」として表彰されている。市立学校においては、小中学校11校で学校評価を行い、学校評価事業実施3年目で第三者による学校経営評価の全校実施を達成した。小学校における国際理解教育の推進を図るため、ALT（英語指導助手）の派遣時数を拡大し、また、一部小学校に理科支援員を配置し、理科授業の充実を図った。

社会教育分野では、市民スポーツの祭典である「市民体育大会」が第50回の節目を向かえ、盛大に開催された。また開館7年目の府中市美術館では、秋篠宮親王殿下にご訪問いただいた「動物絵画の100年展」をはじめ、多くの展覧会を実施している。

第4 平成19年度の府中市教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく主要施策

1 平成19年度の府中市教育委員会の基本方針

【基本方針1 人権尊重の教育の推進】

すべての大人や子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、一人一人がかけがえない人間として尊重されるよう人権尊重の教育を推進する。

【基本方針2 豊かな個性と創造力を伸長する教育の推進】

社会の変化に主体的に対応して成長できるよう、基礎的・基本的な学力の定着と自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質・能力の育成を重視して、個性を生かし創造力を伸ばし、自己の確立を目指す教育を推進する。

【基本方針3 健全育成の推進と社会貢献の精神の育成】

子どもたちが人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとに、健全育成の推進に努めるとともに、社会の一員としての自覚を高め、社会に貢献しようとする精神の育成に努める。

【基本方針4 市民の教育参加と学校経営の改革の推進】

時代の要請や市民の期待に応える教育を推進し、家庭・学校・地域社会との協働とすべての市民の教育参加を進めていくために、市民感覚と地域の特性を重視した教育行政を展開し、さらに開かれた学校づくりを推進する。

【基本方針5 多様な学習機会を提供する生涯学習の拡充】

豊かな生涯学習社会の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたって学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、より豊かで主体的な学習活動が展開できるよう、学習活動の場、多様な学習機会と情報提供の充実を図る。

【基本方針6 学んだことを地域で生かすことのできるシステムづくり】

生涯学習活動で培った能力や様々な分野における専門的な知識・技能をもった人材の活用を図るため、人材活用システムを整備し、地域で生かせるようにする。

2 平成19年度の府中市教育委員会の基本方針に基づく主要施策

【基本方針1 人権尊重の教育の推進】

- (1) 人権尊重の理念のもとに、すべての市民が学校教育や社会教育などを通じて、同和問題をはじめとする様々な人権課題への理解と認識を深め、差別意識の解消を図るための教育を推進する。
- (2) 相互に支え合う社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人などへの理解を深めて、連帯感をはぐくむための教育を推進する。
- (3) すべての教育活動を通じて「命の大切さと思いやり」や「自由と規律」など、豊かな人間性を培う道徳教育を充実させる。また、郷土府中の歴史と文化に根ざした道徳資料集などの活用を図り、道徳の時間を充実させるとともに、授業を積極的に地域に公開するなど、家庭や地域とより一層の連携を進めながら「心の教育」の充実に努める。

【基本方針2 豊かな個性と創造力を伸長する教育の推進】

- (1) 個性を重視した多様な特色ある教育を推進するため、各学校が創意ある教育課程を編成し、組織的・計画的に教育活動を進めるとともに、特色ある学校づくりに努める。
- (2) 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために「授業改善推進プラン」に基づく「確かな学力」向上のために指導方法を工夫するとともに、児童・生徒の特性や進路希望の多様化などに対応するため、ティームティーチングや少人数指導、選択教科の拡大など、個に応じた多様な教育を推進する。
- (3) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視するなど、教育内容や方法の改善に努め、一人一人の個性や能力を生かして、自己の確立を目指す指導の充実に努める。
- (4) 教科横断的な指導の工夫や体験的な活動の充実により、望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、児童・生徒が自己理解を深め、将来の生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するなどのキャリア教育を推進する。
- (5) 障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性などを十分に伸ばして成長・発達していくために、教育相談を充実させるとともに、個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実に努める。
- (6) 郷土の歴史や文化を学び、自らの郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、世界の人々や文化にふれる機会の充実を図る。
- (7) 豊かな情操、想像力、創作力を育むための教育の充実に努める。
- (8) 児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるためにICT（情報通信技術）を活用した授業改善を推進し、情報教育の充実に努める。

- (9) 社会の変化にともなう今日的な課題について関心をもち、認識を深めることができるよう、国際理解教育、福祉教育、健康、環境教育や消費者教育などを推進する。
- (10) 幼稚園、小学校、中学校の連携を通して、教育内容の確実な定着を図る。

【基本方針3 健全育成の推進と社会貢献の精神の育成】

- (1) 権利と義務を重んじ、思いやりの心や規範意識が実際の行動につながるよう、問題行動を防止し犯罪から身を守る教育（「セーフティ教室」）などを充実させるとともに、家庭や地域社会と連携して、社会体験、ボランティア活動、自然体験や交流活動などを積極的に推進する。
- (2) 人権尊重の精神を基盤に、個々の発達段階や特性などに配慮しながら、性に対する意識・心情・態度の育成に努める。また、薬物乱用防止に対する関心を高め、理解を深めさせるとともに、的確に対応できる実践力を身に付けさせる。
- (3) いじめ、不登校など、幼児・児童・生徒の多様な生活指導上の課題に対応し、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるため、関係機関との連携を図るとともに、学校における教育相談機能の充実及び教育相談室の整備・充実に努める。
- (4) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域社会の連携のもとに、心と体の健康づくりを推進する。
- (5) 基本的な生活習慣の育成、ヘルスプロモーションの理念に基づいた健康の保持増進、子どもたちが食に関する幅広い知識を身につけ、自己管理能力の育成を目標にした食教育の推進に努める。
- (6) 災害などに対して、家庭・学校・地域社会との連携の在り方を明確にした防災・防犯体制や危機管理体制の確立を図り、「子ども安全ボランティア」や「地域安全協議会」などを活用して、幼児・児童・生徒の安全確保に努める。
- (7) 小学校と中学校の生活指導について、小中連携協議会等を通じて連携を図る。

【基本方針4 市民の教育参加と学校経営の改革の推進】

- (1) 学校運営連絡協議会や学校公開、学校評価システムなどを活用して、保護者や市民の参画を進めながら、広く学校の教育活動を公開して、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善に対する各学校の取組を進めるため、学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。また、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する仕組みを活用し、学校へ

のきめ細かい支援を行うための体制づくりを推進する。

- (3) 教員の資質・能力の向上を図るため、ライフステージに応じて、人事考課と連動した研修を企画し、一層効果的に推進する。
- (4) 図書館、美術館、郷土の森博物館、生涯学習センター、スポーツ施設等の活用に重点を置くとともに、教育活動において、地域の施設や経験豊かな人材など多様な教育資源の有効活用の推進に努める。

【基本方針5 多様な学習機会を提供する生涯学習の拡充】

- (1) 市民がそれぞれのライフステージに合わせて自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい環境づくりを推進するとともに、生涯学習情報提供の充実を図る。
- (2) 生涯学習、社会教育講座の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動の成果の発表の場として、生涯学習フェスティバル、文化祭などの事業を拡充する。
- (3) 青少年が自主的に活動し、社会参加できる環境づくりを推進する。
- (4) 多くの市民が積極的にスポーツ活動に参加し、豊かなスポーツライフを営むことができるよう、スポーツやレクリエーション事業の充実を図るとともに、市民の自主的な活動を支援する。
- (5) 博物館の展示などを通じて、古くから受け継がれてきた有形・無形の文化財の保護・保存に努め、貴重な文化財を未来に継承していくとともに、活用の充実を図る。
- (6) 優れた芸術に親しむことのできる美術鑑賞の機会の充実に努めるとともに、美術教育普及事業の拡充を図る。
- (7) 生涯学習を支える情報拠点として、地域や住民にとって役に立つ図書館機能の拡充を図るとともに、子どもの読書活動を一層推進する。
- (8) 生涯学習施設、大学、各種学校、民間生涯学習機関やNPO・ボランティア団体など、地域の学習資源と協力しながら生涯学習ネットワークづくりを推進する。

【基本方針6 学んだことを地域で生かすことのできるシステムづくり】

- (1) 市民の学習内容や求めに応じた講師・指導者の派遣を行うために、それらの人材の発掘や育成を行うとともに、登録制度など人材活用システムの整備・充実を図る。
- (2) 学習の成果を生かす市民活動を促進するため、ボランティアの体験活動の場を整備し、市民の主体的な活動を支援する。
- (3) 市民の自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、コミュニティの輪を広げ、地域社会の活性化を促進する。

第5 平成19年度の府中市教育委員会の基本方針に基づく主要施策の点検及び評価

基本方針1 人権尊重の教育の推進

すべての大人や子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、一人一人がかけがえのない人間として尊重されるよう人権尊重の教育を推進する。

[主要施策]

(1) 人権尊重の理念のもとに、すべての市民が学校教育や社会教育などを通じて、同和問題をはじめとする様々な人権課題への理解と認識を深め、差別意識の解消を図るための教育を推進する。

【施策の取組状況】

1 人権尊重教育の推進

東京都人権尊重教育推進校、人権教育推進委員会による事業研究、人権教育研修会を実施した。

2 人権・平和に関する学習の推進

平和展や平和コンサート等平和啓発事業を開催した。また、日本国憲法の持つ意義の理解普及のための講演会や人権問題に関する学習講座を実施した。

<平成19年度の主な取組>

・小中学生を対象とした平和バスツアー	参加者数	42人
・平和の集い（映画会、被爆体験講話）	参加者数	310人
・平和展（4日間）	参加者数	6,009人
・平和コンサート等の平和啓発に関する事業	参加者数	980人
・日本国憲法の理解普及のための憲法講演会	参加者数	77人

3 男女平等教育の推進

全小・中学校で人権教育の一環として男女平等教育を実施している。

【今後の取組の方向性】

- 1 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、府中市教育委員会の教育目標及び基本方針等に基づき、人権尊重の理念を広く定着させるため、一層の人権教育推進を図る。
- 2 学校教育においては、各学校が人権教育を組織的・計画的に行い、教育課程の工夫による人権教育の日常化を図る。
- 3 生涯学習においては、府中市平和都市宣言等に基づき、平和に関する事業を実施し、一層の平和啓発を図る。

【主要施策】

(2) 相互に支え合う社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人などへの理解を深めて、連帯感をはぐくむための教育を推進する。

【施策の取組状況】

1 副籍による交流の実施

東京都教育委員会が推進する副籍事業（都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の学校にも副次的な籍を置く制度、小学校64名・中学校23名）による交流を実施した。

2 特別支援教育の充実

「府中市特別支援推進計画」（主な内容は、教育支援、教育研究・教員研修、エリアネットワークの充実、就学・転学相談の充実、保護者・市民の理解・啓発）に基づき、巡回相談（おおむね2週間に1回）、巡回指導（おおむね週1回）の施策を実施した。

特別支援教育コーディネーター連絡会（年間3回）に、都立特別支援学校のコーディネーターも参加し、連絡・協議を深めた。

特別支援教育コーディネーター研修（33名を対象に、6回の講義）を充実させた。特に、「発達障害に対する理解と対応」の講義を通して、障害のある人に対するコーディネーターの理解を深めた。

3 豊かな人間性・社会性の育成

平成19年度教育課程編成の基本方針「教育課程編成の基本的要素と留意点」の中で、「豊かな人間性・社会性の育成」を示し、学校ごとにボランティア活動、交流活動に取り組んだ。

【今後の取組の方向性】

1 交流の充実

交流及び共同学習の機会を拡大し、特別支援学級の児童・生徒との交流の充実を図る。

直接交流の機会を拡大するとともに、交流の内容の充実を図る。

2 ノーマライゼーションの理念の浸透

特別支援教育コーディネーター研修等をとおして、教職員にノーマライゼーションの理念を浸透させる。

[主要施策]

(3) すべての教育活動を通じて「命の大切さと思いやり」や「自由と規律」など、豊かな人間性を培う道徳教育を充実させる。また、郷土府中の歴史と文化に根ざした道徳資料集などの活用を図り、道徳の時間を充実させるとともに、授業を積極的に地域に公開するなど、家庭や地域とより一層の連携を進めながら「心の教育」の充実に努める。

【施策の取組状況】

1 人権尊重教育の推進

人権尊重教育を全校で実施した。東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の指定を受け、人権教育の一層の充実を図っている。各校1名からなる人権教育推進委員会を組織し、人権尊重教育の研究を行った。

・人権尊重教育推進校（平成19～20年度指定）府中第七中学校

2 道徳教育の充実

「道徳授業地区公開講座」を全小中学校で年間1回以上実施した。道徳教育推進委員会により「地域に根ざした道徳資料集」等の副教材を開発している。

3 福祉・ボランティア教育の推進

社会福祉協議会と連携を図り、初任者や10年経験者等を中心として、年間3日程度、市内施設等での研修会を実施している。

4 男女平等教育の推進

人権教育の一環として、男女平等教育を教育活動全体をとおして各校において実施している。

【今後の取組の方向性】

1 「道徳授業地区公開講座」においては、保護者や関係住民等が参加しやすい形態で実施し、内容の質的向上を図る。

2 「福祉・ボランティア教育の推進」においては、関係機関等と連携しながら、総合的な学習の時間や特別活動等に位置付け、各校で実施していく。

3 「男女平等教育の推進」については、人権教育の一環として、各校の実態に合わせて実施していく。

基本方針２ 豊かな個性と創造力を伸長する教育の推進

社会の変化に主体的に対応して成長できるよう、基礎的・基本的な学力の定着と自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質・能力の育成を重視して、個性を生かし創造力を伸ばし、自己の確立を目指す教育を推進する。

[主要施策]

- (1) 個性を重視した多様な特色ある教育を推進するため、各学校が創意ある教育課程を編成し、組織的・計画的に教育活動を進めるとともに、特色ある学校づくりに努める。

【施策の取組状況】

- 1 特色ある教育活動をより一層推進するために、学校紹介リーフレットを新入生や保護者及び市民向けに作成・配布した。
- 2 知・徳・体に加えて総合的な学習の時間におけるゲストティーチャーや部活動の顧問として、地域の教育力を生かした教育課程を編成し実施した。
- 3 学校評価の結果を生かした教育活動を推進している。平成19年度は、三小、七小、九小、新町小、矢崎小、南町小、一中、三中、六中、八中、九中で学校評価を実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 第3期府中市学校教育プラン2.1事業実施計画に基づき、重点化を図る事業について各校の教育課程に位置付け推進を図る。
- 2 新たに設置される主任教諭をはじめ各職層の活用を図り、学校が組織的に教育活動を推進することで、特色ある学校づくりに努める。

[主要施策]

- (2) 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために「授業改革推進プラン」に基づく「確かな学力」向上のために指導方法を工夫するとともに、児童・生徒の特性や進路希望の多様化などに対応するため、チームティーチングや少人数指導、選択教科の拡大など、個に応じた多様な教育を推進する。

【施策の取組状況】

- 1 文部科学省及び東京都の学力向上を図るための調査等の結果を分析し、授業改善の視点、指導方法の工夫等を盛り込んだ具体性のある授業改善推進プランを作成した。

- 2 同授業改善推進プランに関するヒアリングを教育長、指導室長、統括指導主事が各校長に対して実施し、作成への支援を行った。
- 3 算数・数学におけるすべての授業時間を少人数又はT T（ティームティーチング）指導で実施している。
- 4 理科指導支援員による授業支援を4校で延べ1,096時間行い、理科授業の充実を図っている。

【今後の取組の方向性】

- 1 教科の専門研修や研究協力校の実践を通して、各学校や教員がT T、少人数指導の効果的な指導法を研究し、推進していく。
- 2 理科指導支援員の一層の活用を図り、活動内容や支援内容を工夫することで授業の内容を充実させる。
- 3 授業改善推進プランの見直しを行う。
- 4 校内研究の成果を生かした授業改善を実施する。

[主要施策]

(3) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視するなど、教育内容や方法の改善に努め、一人一人の個性や能力をいかして、自己の確立を目指す指導の充実に努める。

- 1 移動教室、林間学校、自然教室を2泊3日で全校実施した。

<平成19年度の主な取組>

- ・移動教室（小学校5年生） 参加人数 1,956人、参加率99.4%
 - ・林間学校（小学校6年生） 参加人数 1,984人、参加率99.2%
 - ・自然教室（中学校1・2年生） 参加人数 2,442人、参加率98.0%
- 2 算数・数学授業におけるT T（ティームティーチング）、少人数指導員を市費により小・中学校合計71名を配置し、授業の充実を図った。
 - 3 理科支援員との連携により、体験的な学習や問題解決的な学習の推進を図った。

【今後の取組の方向性】

- 1 平成20年度・21年度は移動教室、林間学校、自然教室を継続して実施する。平成21年度にはセカンドスクールを見据えた校外学習のあり方検討委員会を設置する予定で、そこで今後の方向性を決定していく。
- 2 算数・数学の少人数・T T指導員を引き続き配置するとともに、新たに理科指導支援員を全校に配置することにより、学習指導要領改定の趣旨に合う

ように、一層の理数教育の充実を図り、体験的な学習や問題解決的な学習を推進していく。

[主要施策]

(4) 教科横断的な指導の工夫や体験的な活動の充実により、望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、児童・生徒が自己理解を深め、将来の生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するなどのキャリア教育を推進する。

【施策の取組状況】

1 中学校による職場体験の実施

市立中学校全11校で職場体験を実施した。職場体験推進協議会を設置し、生徒の職業観・勤労観を形成する指導の充実を図った。

協力事業所数 627 事業所

実施日数 5日間 2校、3日間 6校、2日間 3校

対象学年 中学校第2学年

参加人数 第2学年全員が参加 1,728名(5月1日在籍数)

2 キャリア教育全体計画の作成

中学校において、キャリア教育の全体指導計画を作成した。全体指導計画の主な内容は目指す生徒像、キャリア教育の目標、キャリア発達(人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力)と各教科等との関係などで構成されている。

【今後の取組の方向性】

1 中学生による5日間の職場体験の実施

市内の受け入れ事業所の拡大および調整を図るために職場体験実行委員会を組織し、職場体験を実施する上での課題を検討する。

2 キャリア教育全体計画の小中学校での作成

市内全小中学校において、キャリア教育の全体計画を作成し、意図的・計画的なキャリア教育の推進を図っていく。

[主要施策]

(5) 障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性などを十分にのばして成長・発達していくために、教育相談を充実させるとともに、個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実に努める。

【施策の取組状況】

1 特別支援教育の充実

特別支援教育推進協議会を年間3回開催し、都立特別支援学校、市内私立幼稚園、市立保育所等の代表者による情報交換を行い、円滑な就学に向けての施策のあり方を協議した。

「府中市特別支援推進計画」に基づき、巡回相談の施策を実施することにより、教育相談の機能を充実させた。

2 就学相談の充実

「あゆのこ」（発達に遅れやつまずきがある就学前の子どもに関する、発達相談、通園指導、外来グループ指導等の支援を実施）での説明会を実施するなど、就学前の保護者に対して適正な就学についての理解・啓発を図った。

【今後の取組の方向性】

1 就学前段階との連携強化

保育所（園）・幼稚園等の就学前機関と小学校の連携を強化し、早期に個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるようにする。

2 通常の学級での指導の充実

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対し、適切な指導を実施できるように、学級担任等を対象とした研修を充実させる。

[主要施策]

(6) 郷土の歴史や文化を学び、自らの郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに世界の人々や文化にふれる機会の充実に努める。

【施策の取組状況】

1 郷土の歴史や文化に関する学習の推進

小学校社会科副読本「わたしたちの府中」、中学校社会科副読本「郷土府中」を作成している。市内小学校4校では、総合的な学習の時間等で、学芸員等の外部講師と連携し、郷土の森博物館等での体験活動の充実に努めた。

2 郷土の森博物館展示会事業

郷土の森博物館において、府中にゆかりのある民俗学者「宮本常一展」等の特別展を開催し、郷土の歴史や文化を学ぶことができる機会をつくった。

・特別展「宮本常一の足跡」平成19年4月28日～7月1日開催

来場者数 25,856人

3 郷土の森博物館ふるさと体験館事業

わら細工、竹細工、折り紙、鍛冶屋など、ふるさと体験館における実演見学と体験参加を実施した。

・実演見学（10回） 2,000人

・体験参加（115回） 2,303人

【今後の取組の方向性】

- 1 学校教育においては、各学校が社会科を中心とした教育課程を工夫し、郷土の歴史や文化に関する学習を組織的・計画的に行う。
- 2 社会科副読本作成に際して、川崎平右衛門や国府跡、熊野神社古墳等の歴史上の資料を盛り込む。
- 3 今後も府中ゆかりの人物にスポットをあてた展示会を開催するなど、郷土府中の歴史や文化を学べる機会の充実を図っていく。
- 4 今後も博物館事業を継続して実施し、郷土府中の伝統・文化がより身近に体感できるように努める。

[主要施策]

(7) 豊かな情操、想像力、創作力を育むための教育の充実に努める。

【施策の取組状況】

- 1 年間を通じて、全小中学校の美術鑑賞教室を実施した。
・美術鑑賞教室 参加人数：小学生 2,070人 中学生 1,114人
- 2 美術館を活用する美術教育授業の実施に努めた。

【今後の取組の方向性】

- 1 全市立小中学校の美術鑑賞教室の充実を努める。学校と美術館との継続的な研究を積み重ね、実施方法等の一層の充実を図り、子どもたちの美術・芸術に対する関心と意欲を高めるとともに、豊かな情操、想像力、創作力を育むための教育の充実を努める。
- 2 美術館と府教研図画工作部・美術部との連携を一層図り、美術館や学芸員を活用した授業展開を研究することにより、美術授業の充実を図っていく。

【主要施策】

(8) 児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるためにICT（情報通信技術）を活用した授業改善を推進し、情報教育の充実に努める。

【施策の取組状況】

1 ICT活用推進委員会における授業改善の工夫

児童・生徒一人一人の興味・関心を高め、理解を支援するコンテンツ等を活用した実践を小学校第5学年社会、国語、中学校第3学年で行い、授業研究を通して、ICTを活用した授業内容の工夫・改善を図った。具体的な内容として、技術・家庭科「情報モラル」、国語「ニュース番組づくりの現場から・工夫して発信しよう」、社会科「あたたかい地方、寒い地方」の教科および内容で実施した。児童・生徒一人一人の興味・関心を高め、理解を支援する活用の研究を行った。

2 学校教育ネットワークの活用

学校教育ネットワークのコンテンツデータベースに学習指導案等を掲載し、授業改善を推進している。NHKの学校向け番組やビデオクリップなど品質の高い教育用コンテンツを全国の小中学校に3年間無料で配信し、授業でのICT利用を促進するオアシスプロジェクトを全校に導入し、授業で活用できる環境を構築している。

(オアシスプロジェクトとは、NHKの学校向け番組やビデオクリップ等のコンテンツを高画質な映像で無料配信する実験プロジェクトである。たとえば、サナギから蝶になる瞬間やトンボの産卵など、実際には観察が難しい貴重な映像も、オアシスなら、NHKのホームページ上の映像(256kbps)よりも高画質な映像(1500kbps)で見ることができ、児童・生徒の関心を高めることができる。)

【今後の取組の方向性】

1 情報モラル関連コンテンツの整備と活用

情報モラルを指導するためのコンテンツを活用し、発達段階に応じた学習の実施に努める。

2 学校教育ネットワークの活用

コンテンツデータベースの充実を目指し、より多くの教員が活用できる環境を整えていく。

[主要施策]

(9) 社会の変化にともなう今日的な課題について関心をもち、認識を深めることができるよう、国際理解教育、福祉教育、健康、環境教育や消費者教育などを推進する。

【施策の取組状況】

1 国際理解教育の推進

A L Tによる英語活動を小学校・中学校ともに全学年で週15時間から35時間で実施し、異文化理解教育を実施した。

2 福祉教育の推進

府中市社会福祉協議会と連携し、夏季に3日間、67名が参加し、教員研修を実施した。

3 体力向上を図る取組の推進

市内小学校9校、中学校3校で体力テストを実施し、府中市体力向上委員会を中心に体力向上モデルプランを作成した。

4 環境教育の推進

小学校4年生を対象とした環境副読本「さっちゃんごみ」を作成し、小学校4年生全児童へ配布した。学校では、同副読本を使用し、環境学習を実践している。

【今後の取組の方向性】

1 府中市立小・中学校全児童・生徒を対象に体力テストを実施し、課題を把握するとともに、体力向上を目指した取組みを推進する。

2 CO₂削減をはじめとする環境学習の本格的実施に向け、今後の方針を策定する。

[主要施策]

(10) 幼稚園、小学校、中学校の連携を通して、教育内容の確実な定着を図る。

【施策の取組状況】

1 幼稚園教育を充実し、小学校教育へ適応できる子どもを育成している。また、就学時検診情報を小学校へ提供し、幼稚園・小学校の連携を図っている。

2 生活指導、教育課程など各教育課題に対する検討委員会を設置し、資料を作成した。

3 幼稚園・小学校は22の小学校区で、小学校・中学校の連絡協議会は11

の中学校区ごとに開催した。

- 4 府教研により教育内容の研究を実施した。
- 5 20種類の教科専門研修を府中、調布、武蔵野、三鷹、狛江の五市合同で開催し、約200名の教員が参加した。

【今後の取組の方向性】

- 1 小中一貫教育推進のためのモデル校を選定し、教育課程の連携について研究を実施していく。
- 2 教育課程編成資料作成委員会を設置し、資料の作成及び配布を行う。
- 3 府教研や校内研究の活動を支援し、教育内容の確実な定着を図っていく。

基本方針3 健全育成の推進と社会貢献の精神の育成

子どもたちが人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとに、健全育成の推進に努めるとともに、社会の一員としての自覚を高め、社会に貢献しようとする精神の育成に努める。

〔主要施策〕

(1) 権利と義務を重んじ、思いやりの心や規範意識が実際の行動につながるよう、問題行動を防止し犯罪から身を守る教育（「セーフティ教室」）などを充実させるとともに、家庭や地域社会と連携して、社会体験、ボランティア活動、自然体験や交流活動などを積極的に推進する。

【施策の取組状況】

1 府中警察署と連携して、市内全小中学校において年1回以上、セーフティ教室を実施した。市内小中学校33校で実施した。実施回数は延べ37回実施。

2 市内小・中学校が、社会福祉協議会ボランティアセンターの社会福祉協力校として指定され、子どもたちがボランティア活動を実践している。

参加者数 夏のボランティア体験活動 中学生 57名

1日ボランティア体験学習（福祉まつり） 中学生 33名

1日ボランティア体験学習（施設体験） 中学生 20名

親子ボランティア教室 小学生 6名

3 地域でのボランティア活動や交流を通じた実践的な学習の場を確保するため、青少年の健全育成を目的とした地域活動を支援する一環として、青少年音楽祭や文化活動奨励事業（青少年文化団体が一般市民を対象にして日頃の練習成果を発表する際に、施設使用料を援助する事業）などを実施している。

・青少年音楽祭 <日時> 平成19年8月25日（土）合奏の部
26日（日）合唱の部

<参加人数> 1,442人

<会場> 府中の森芸術劇場 どりーむホール

【今後の取組の方向性】

1 市内全小中学校において実施するセーフティ教室に地域住民の参加を促すなど、充実を図っていく。

2 社会福祉協議会等が開催するボランティア活動等への参加を推進していく。

3 家庭・学校・地域が連携し、さまざまな世代がさまざまな場面で交流する機会・場所の提供について、関係課と調整・連携の上、積極的に支援する。

[主要施策]

(2) 人権尊重の精神を基盤に、個々の発達段階や特性などに配慮しながら、性に対する意識・心情・態度の育成に努める。また、薬物乱用防止に対する関心を高め、理解を深めさせるとともに、的確に対応できる実践力を身に付けさせる。

【施策の取組状況】

- 1 喫煙防止教育を保健学習で実施しており、小中学校連携を視野に入れた教育を推進している。
- 2 府中警察署と連携し、セーフティ教室等で薬物乱用防止教育を関係機関と連携して実施している。
- 3 教育課程届の際に性教育全体指導計画を作成し、教育委員会に提出している。性教育全体指導計画の主な内容として、育てたい児童・生徒像、児童・生徒の現状、各教科等との関係など、学校は教育課程届の受理手続きの際に補助資料として提出している。

【今後の取組の方向性】

- 1 セーフティ教室等における薬物乱用防止教室の実施
府中警察署と連携し、薬物乱用防止教室を実施し、内容の充実を図る。
- 2 性教育全体計画の作成
前年度までの教育活動を検証し、教育課程届の際に、より充実した内容の性教育全体指導計画を作成し、教育委員会に提出していく。学校は、教育課程届の受理手続きの際に補助資料として提出している。

[主要施策]

(3) いじめ、不登校など、幼児・児童・生徒の多様な生活指導上の課題に対応し、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるため、関係機関との連携を図るとともに、学校における教育相談機能の充実および教育相談室の整備・充実に努める。

【施策の取組状況】

- 1 児童・生徒の問題行動等への早期把握と対応
学校からの報告に基づき迅速に対応している。
不登校児童・生徒の現状を分析し、その対応に向けた調査・研究を実施している。
「児童・生徒指導記録」（学校保管）の書式を作成し、配布した。

2 学校等の取り組みを支援するための教育条件の整備

教員のカウンセリングマインドを高めるために、夏季不登校対応研修会を2回実施し、23名が参加した。きめ細かい指導のための適切な人的措置として、小学校全校へメンタルフレンドを配置し、巡回相談員による相談体制を確立している。また、中学校全校及び住吉、南町小学校へスクールカウンセラーを配置している。

3 適切な対応のための支援体制づくり

「児童・生徒指導個票」の書式を作成し、配布した。

個票に基づく学校訪問を市内全小中学校で実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 学校外の公的機関等の整備・充実として、メンタルフレンド、スクールカウンセラーとの連携や支援を強化する。
- 2 児童相談所や子育て支援センターとのネットワークづくりを行う。

【主要施策】

(4) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域社会の連携のもとに、心と体の健康づくりを推進する。

【施策の取組状況】

- 1 平成18年度には各学校に学校保健委員会を設置し、児童生徒の健康づくりを推進した。
- 2 平成19年度には、府中市全体の学校保健の推進を図るため、府中市の保健関係者の代表や校長、PTAの代表20人により構成される府中市学校保健会を設置し、年に3回開催した。

【今後の取組の方向性】

- 1 現在、府中市学校保健会で府中市学校保健計画を作成している。その計画に基づき府中市の子どもたちの心身にわたる健康増進を図っていく。

[主要施策]

(5) 基本的な生活習慣の育成、ヘルスプロモーションの理念に基づいた健康の保持増進、子ども達が食に関する幅広い知識を身につけ、自己管理能力の育成を目標とした食教育の推進に努める。

【施策の取組状況】

- 1 食教育推進委員会を中心に研究協議、研究授業を実施し、教科・領域等の指導目標や内容を明らかにした報告書を作成した。
- 2 各学校で給食センター栄養士や学校栄養士と連携し、ティームティーチングによる食教育に係る授業を実施した。
- 3 給食における食教育を推進するため、給食展・大試食会の開催やホームページの充実等を通じて、食に関する啓発活動の充実を図っている。
- 4 農業関係者や地域の方の協力を依頼し、米や野菜の栽培方法の指導を受け、できた米や野菜を食材として給食に使用するなど食教育の充実を図っている。
- 5 広報紙「ランチタイムズ」を年3回発行した。
- 6 地場食材の使用の促進 地元産野菜の使用 13品目
地元産野菜使用率 10.3%
- 7 アレルギー除去食の提供
- 8 新町小学校の大規模耐震工事に伴い、給食調理が自校方式から給食センター方式へ移行されることに対する準備を行い、また、給食センターの施設改善について調査・研究を行っている。

【今後の取組の方向性】

- 1 開発した指導計画等を、学校教育ネットワーク等の活用により広く周知し、各学校の食教育の一層の充実を図る。改正「学校教育法」に基づき、食教育の更なる推進と地産地消の一層の拡大を図っていく。
- 2 学校給食センター施設整備計画を策定していく。

[主要施策]

(6) 災害などに対して、家庭・学校・地域社会との連携の在り方を明確にした防災・防犯体制や危機管理体制の確立を図り、「子ども安全ボランティア」や「地域安全協議会」などを活用して、幼児・児童・生徒の安全確保に努める。

【施策の取組状況】

- 1 地域安全マップ研修会への参加呼びかけ、地域における不審者情報の提供

- など、子ども安全ボランティアの活動への支援を行った。
- 2 小学校ごとに地域安全協議会を設置し、地域の安全、情報交換、子どもの見守り活動を実施した。
 - 3 地域安全協議会全体会を開催し、全市的な視野から子どもの安全の確保に努めた。
 - 4 不審者情報については「安全安心メール」を活用し、情報の迅速な提供に努めた。

【今後の取組の方向性】

- 1 子ども安全ボランティアの活動への更なる支援を実施していく。
- 2 セーフティ教室を充実させ、子どもの危機対応能力等の育成を図る。
- 3 府中第八中学校で実施している「地域合同防災訓練を核とする地域連携の取り組み」を他の地区へ普及させていく。

[主要施策]

- (7) 小学校と中学校の生活指導について、小中連携協議会等を通じて連携を図る。

【施策の取組状況】

- 1 生活指導主任会における中学校区別協議の実施
毎月の生活指導主任会において、中学校区を単位として協議を行い、今後の指導方針を明確にしている。
- 2 生徒指導推進協力員の配置
府中第二中学校、府中第十小学校、白糸台小学校を小中連携のモデル校として指定し、その成果を検証している。

【今後の取組の方向性】

- 1 生活指導主任会における中学校区別協議の充実
生活指導主任会で行われる中学校区を単位とした協議内容の充実を図り、いわゆる中一ギャップ（小学生が中学生になった時、学習や生活の変化にうまく対応できず不登校になったり、生活指導上の課題が増加すること等）への対応も含め、共通実践を行っていく。
- 2 生徒指導推進協力員活用事業成果の普及
小中連携のモデル校の成果をリーフレット等にまとめ、普及を図っていく。

基本方針4 市民の教育参加と学校経営の改革の推進

時代の要請や市民の期待に応える教育を推進し、家庭・学校・地域社会との協働とすべての市民の教育参加を進めていくために、市民感覚と地域の特性を重視した教育行政を展開し、さらに開かれた学校づくりを推進する。

[主要施策]

- (1) 学校運営連絡協議会や学校公開、学校評価システムなどを活用して、保護者や市民の参画を進めながら、広く学校の教育活動を公開して、開かれた学校づくりを一層推進する。

【施策の取組状況】

- 1 学校運営連絡協議会を全校に設置し、学校評価による結果を学校、同協議会、第三者評価委員会等と相互に交換して課題を明らかにし、その改善策を検討するなど、学校評価システムと連動させて実施した。
- 2 開かれた学校づくりを推進するため、第三者評価委員が学校を訪問し、学校評価を行った。
- 3 道徳授業地区公開講座、授業参観、セーフティ教室等を積極的に開催し、保護者や市民に向けての学校公開を実施することで、開かれた学校づくりを推進している。

【今後の取組の方向性】

- 1 第三者評価については、「学校経営診断」を学校便りやホームページ等で積極的に公開し、一層の開かれた学校づくりを図っていく。
- 2 学校ごとのリーフレットを作成し、学校での教育活動を積極的に公開する。
- 3 学校評価については、平成20年度から各校で二年に一度の第三者評価を実施する。一年目が評価の年、二年目が改善の年として位置付ける。

[主要施策]

- (2) 学校教育の改善に対する各学校の取組を進めるため、学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。また、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する仕組みを活用し、学校へのきめ細かい支援を行うための体制づくりを推進する。

【施策の取組状況】

- 1 学校評価システムの活用により、年間3回の学校訪問でのコンサルティングを生かし、授業改善を実施するとともに、地域教材の開発や地域人材の活

用など創造的な学校運営を推進している。

- 2 学校評価システムの経営診断結果により、学校経営等の改善点を明らかにし、次年度の学校経営計画に位置付けるなど、円滑な学校運営を推進している。

【今後の取組の方向性】

- 1 第三者評価委員会から示される学校経営診断を積極的に公表するだけでなく、その改善策についても同時に示し、今後の学校経営について広く市民に公表する。

【主要施策】

(3) 教員の資質・能力の向上を図るため、ライフステージに応じて、人事考課と連動した研修を企画し、一層効果的に推進する。

【施策の取組状況】

- 1 東京都教職員研修センターが主催する研修等との連携を図り、教員の能力や経験に応じた各種研修会を充実させた。
各教科の研修に加えて、教育相談に関する研修や英語活動に関する研修、各主任を対象にした研修を実施
- 2 五市合同研修（武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市と合同）の内容面での見直しを図った。各講座で演習等を増やし、より実践的な研修の充実を図った。

【今後の取組の方向性】

- 1 人事考課と連動した研修会の充実を図り、教員のキャリアプランに合わせた研修会を実施する。
- 2 経験年数の浅い教員が増加している現状の中、初任者研修、2・3年次研修、4年次授業観察の充実を図り、人材育成の視点を重視した研修会を実施する。
- 3 職場内でのOJT（職場での実務を通じて行う教育訓練）を一層推進し、日常の職務をとおしての人材育成を図る。

[主要施策]

(4) 図書館、美術館、郷土の森博物館、生涯学習センター、スポーツ施設等の活用に重点を置くとともに、教育活動において、地域の施設や経験豊かな人材など多様な教育資源の有効活用の推進に努める。

【施策の取組状況】

- 1 スポーツ施設については、総合体育館や市民球場等市の中核的施設のほか、地域体育館、プール、庭球場等を安全に、安心してスポーツ活動ができるように、各施設の整備を実施した。
 - ・平成19年度スポーツ施設利用者数 約168万人
- 2 生涯学習センターの学習・体育施設及び宿泊施設は、多くの市民と児童・生徒に活用され、多様な学習機会を提供している。
- 3 図書館では、中学生の職場体験及び小学校の図書館施設見学を実施した。また、司書によるブックトークや図書委員への読み聞かせ講座を、小学校において児童対象に実施したほか、推薦図書のリストを作成し、児童生徒に配布した。
- 4 美術館では、市立小中学校の児童生徒を対象に美術鑑賞教室を実施した。また、教員の研修会として、市立小中学校教育研究会図工・美術部共同研究による研修会等の実施、東京都図画工作研究会・東京都中学校美術教育研究会との共同研究による研修会を実施した。
 - ・美術鑑賞教室 参加人数：小学生 2,070人 中学生 1,114人
- 5 郷土の森博物館では、各学校の総合学習・郷土学習・体験学習を行うとともに、職場体験・出前授業・学習相談・教員研修なども実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 学校教育については、各学校が郷土の歴史や文化に関する学習の際に、地域の施設や人材を活用した実践を組織的・計画的に行う。またICT活用推進委員会等で、地域の施設を活用したカリキュラムを開発し、授業検証を行う。
- 2 スポーツ施設については、市民が安全に、安心して快適にスポーツ活動ができるように、施設の管理運営を行うと共に、新たなスポーツ施設に対しても、周辺環境への影響に配慮したなかで、施設の配置・整備に努める。
- 3 生涯学習センターについては、指定管理者制度の導入を目指し、更なる運営・事業の充実・効率化を図る。
- 4 図書館については、職場体験・施設見学で施設の利便性をPRし、児童・生徒の施設利用を推進する。また司書の専門性を活用し、楽しく有益な本の世界への導入の手助けを行う。

- 5 美術館については、子どもたちを対象とした美術鑑賞教室の充実を図るとともに、美術館を活用した教員の美術教育に関する研究及び研修の機会の推進を図る。
- 6 郷土の森博物館については、市内小中学校との連携と子ども向け事業及び天文観測事業について、博物館への来館校を増やすとともに、移動天文観測車「ペガサスⅡ」の学校派遣も増やしていくように努めるなど、より一層の充実を図る。

基本方針5 多様な学習機会を提供する生涯学習の拡充

豊かな生涯学習社会の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたって学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、より豊かで主体的な学習活動が展開できるよう、学習活動の場、多様な学習機会と情報提供の充実を図る。

〔主要施策〕

- (1) 市民がそれぞれのライフステージに合わせて自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい環境づくりを推進するとともに、生涯学習情報提供の充実を図る。

【施策の取組状況】

- 1 生涯学習センターでは、多くの講座・セミナーを開催し、市民の学習ニーズに応じた文化・芸術・スポーツ活動を行いやすい機会と場所を提供している。
 - ・平成19年度実績 全97講座、計541回開催
- 2 郷土の森博物館では、児童・生徒及び教職員を対象に、年間を通して体験学習等の学校協力事業を行った。
 - ・学校協力事業 26件 1,417人

【今後の取組の方向性】

- 1 学校・NPOを含めた他機関との連携をさらに深め、講座の充実を図る。

〔主要施策〕

- (2) 生涯学習、社会教育講座の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動の成果の発表の場として、生涯学習フェスティバル、文化祭などの事業を拡充する。

【施策の取組状況】

- 1 市民の生涯学習に対する理解を深め、生涯学習活動全体の推進を図るため、生涯学習フェスティバルでは、登録団体における展示・発表や講演会などを実施した。
 - ・生涯学習フェスティバルの開催（8日間） 来館・参加者数 6,647人

【今後の取組の方向性】

- 1 開催方式を、市民参加の実行委員会形式に見直し、「市民が主役」の事業として、内容の充実を図っていく。

〔主要施策〕

(3) 青少年が自主的に活動し、社会参加できる環境づくりを推進する。

【施策の取組状況】

- 1 青少年の健全育成を図るため、青少年音楽団体の育成及び青少年音楽祭を実施し、青少年に音楽活動の機会、場所の提供を行っている。吹奏楽や合唱の週1～3回の継続した音楽活動及び学区や学年の異なる団体活動を通じて育成を実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 青少年の自主性や協調性を育むため、音楽活動にとどまらず、運営に携わる機会を設けていく。

〔主要施策〕

(4) 多くの市民が積極的にスポーツ活動に参加し、豊かなスポーツライフを営むことができるよう、スポーツやレクリエーション事業の充実を図るとともに、市民の自主的な活動を支援する。

【施策の取組状況】

- 1 手軽にスポーツ活動ができるように、ウォーキング教室やジュニアスクール等をはじめ、総合体育館、地域体育館では高齢者健康体操教室や健康づくり教室等、さまざまなスポーツ教室を実施した。
 - ・延べ参加人数 65,207人
- 2 体育の日に地域体育館を無料開放した「みんなのスポーツ day」、ボールふれあいフェスタ等のレクリエーション行事を実施した。
 - ・延べ参加人数 6,560人
- 3 ジュニア関係では、ジュニアスポーツ大会（少年野球・サッカー・剣道等）6種目等を開催し、その振興に努めた。
 - ・参加人数 4,042人
- 4 「市民体育大会」をはじめとする各種のスポーツ大会を開催するとともに、各競技団体が行うスポーツ活動の支援に努めている。
 - ・延べ参加人数 37,383人

【今後の取組の方向性】

- 1 多くの市民がスポーツ活動に参加している反面、スポーツをやっていない

市民も多く、平成18年度の市政世論調査では、約33パーセントの市民が週1回以上スポーツを行っている反面、約30パーセントの市民が一年間に一度もスポーツをやっていない結果もあり、二極化現象が見受けられる。このことから、自立したスポーツ活動を支援する一方、スポーツをしていない市民がスポーツ活動に目を向け、参加する仕組みを作っていく。

[主要施策]

(5) 博物館の展示などを通じて、古くから受け継がれてきた有形・無形の文化財の保護・保存に努め、貴重な文化財を未来に継承していくとともに、活用の充実を図る。

【施策の取組状況】

1 文化財の保存及び活用

- (1) 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の保護管理計画を策定した
- (2) 国史跡武蔵府中熊野神社古墳保存整備実施設計を行った
- (3) 市内近代和風建築総合調査（その2）を実施した

2 郷土の森博物館常設展示室の更新

市内小中学校の郷土学習の場をより一層広げるために、開館20年が経過した博物館常設展示室を5カ年計画で更新。平成19年度は、常設展示室更新事業（その1）として、「くらやみ祭コーナー」を開設した。

3 埋蔵文化財（遺跡）の展示

学校の教室を活用し、埋蔵文化財（遺跡）の出土品等を市内全小中学校で展示し、郷土学習で活用した。また、地域住民にも郷土の歴史を理解してもらうために、各文化センターでも展示を実施した。

4 国衙遺跡の保存

武蔵国府の国衙の検証のための発掘調査を行うとともに、市史跡武蔵国衙跡の保存整備を行い、一般公開した。また毎年実施している発掘調査成果を公開する展示会を、郷土の森博物館で開催した。

【今後の取組の方向性】

- 1 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の保護管理計画に基づく保護対策の実施、国史跡武蔵府中熊野神社古墳保存整備工事の実施、市内近代和風建築総合調査（その3）を実施し、調査報告書を作成するなど、引き続き貴重な文化財の保存及び活用に努める。
- 2 郷土の森博物館常設展示室の更新は、平成20年度以降も継続実施する。
- 3 埋蔵文化財の展示について、市内全小中学校の設置は完了しているので、

適時リニューアルを行っていく。各文化センターについては、市内11館のうち9館での展示が終了しているので、残り2館の展示を行う。

- 4 国衙の検証のための発掘調査を継続して行うとともに、その発掘調査成果を公開していく。

[主要施策]

(6) 優れた芸術に親しむことのできる美術鑑賞の機会の充実に努めるとともに、美術教育普及事業の拡充を図る。

【施策の取組状況】

1 展覧会の実施

江戸後期から現代までの優れた作品の展覧会を実施した。

- ・延べ入場者数 95,200人

2 美術教育普及事業の拡充

ティーンズスタジオ、公開制作、ワークショップ、ミュージアムコンサート、講演会・美術館講座、ギャラリートークを実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 あらゆる世代にわたり、だれもが、いつでも気軽に参加でき、主体的に学習活動ができるよう、多様な美術教育普及事業の拡充を図る。

[主要施策]

(7) 生涯学習を支える情報拠点として、地域や住民にとって役に立つ図書館機能の拡充を図るとともに、子どもの読書活動を一層推進する。

【施策の取組状況】

1 新中央図書館の開館

市民会館跡地に市民会館との複合施設として、平成19年12月に開館した。

- ・新中央図書館について

専用面積約6,000㎡。資料収容能力110万点。開館時蔵書点数約80万点。YAルーム、研究個室、グループ研究室などを新設した。またインターネット、データベース検索用パソコンも用意した。学習室は146席あり、個人のパソコンを使用できる席もある。

2 子ども読書活動推進計画の実施

平成15年11月に策定した府中市子ども読書活動推進計画の計画期間が平成19年度で最終年度となり、引き続き本市における子どもの読書活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2期計画の策定に向けて、推進計画の実施状況のとりまとめを実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 地域資料及びハンデキャップ図書館機能について、より一層の充実を図っていく。
- 2 第2期子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動を推進する。

【主要施策】

- (8) 生涯学習施設、大学、各種学校、民間生涯学習機関やNPO・ボランティア団体など、地域の学習資源と協力しながら生涯学習ネットワークづくりを推進する。

【施策の取組状況】

- 1 市内にある学習資源として東京外国語大学や東京農工大学等と連携し、各種講座を実施している。
 - ・教養セミナーの実施（外語大2コース各4回、農工大2コース各4回）
 - ・パソコン講座の実施（府中工業高校2コース各4回）

【今後の取組の方向性】

- 1 都、市区町村、民間機関、幼稚園から大学までの各種の学校等、生涯学習関連機関などによるネットワークづくりを通じて、各機関が持つ情報、人材の共有や、施設の相互利用、事業の共同実施などを積極的に進め、学習情報の収集・提供、相談機能の充実や新たな学習機会の創出を行っていく。

基本方針6 学んだことを地域で生かすことのできるシステムづくり

生涯学習活動で培った能力や様々な分野における専門的な知識・技能をもった人材の活用を図るため、人材活用システムを整備し、地域で生かせるようにする。

【主要施策】

- (1) 市民の学習内容や求めに応じた講師・指導者の派遣を行うために、それらの人材の発掘や育成を行うとともに、登録制度など人材活用システムの整備・充実を図る。

【施策の取組状況】

- 1 カレッジ・リーダーバンク制度（文化、芸術、教育、レクリエーション活動など専門的知識、技能を持つ市民を指導者としてあらかじめ登録し、市民の求めに応じて、指導者を紹介する制度）として、人材活用を図った。また、ホームページなどでもその一覧を閲覧することもでき、市民に活用されている。
・平成19年度カレッジ・リーダーバンク登録者数 72人

【今後の取組の方向性】

- 1 カレッジ・リーダーバンク制度の更なる登録・活用を図るため、広報紙や市ホームページなどを活用した周知活動を積極的に展開し、学んだことを地域に返す方策の推進を図る。

【主要施策】

- (2) 学習の成果を生かす市民活動を促進するため、ボランティアの体験活動の場を整備し、市民の主体的な活動を支援する。

【施策の取組状況】

- 1 ボランティア交流ルームの活用、生涯学習ボランティア研修、生涯学習ボランティア（「悠学の会」）などにより、学びの成果をボランティアとして生かせる場を提供している。
・平成19年度生涯学習ボランティア研修 3コース実施

【今後の取組の方向性】

- 1 学習した成果をボランティア活動に生かしたいと希望する市民の活動を支援・促進するため、社会状況に対応した子どもと高齢者との交流、ふれあい体験、ボランティア体験等活動の場を整備する。

【主要施策】

(3) 市民の自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、コミュニティの輪を広げ、地域社会の活性化を促進する。

【施策の取組状況】

- 1 生涯学習センターでは、自主的な学習に参加する機会として各種講座を実施した。
 - ・平成19年度 100講座実施、28,917人受講
- 2 社会教育登録団体に対し、市民の自主的な生涯学習に関する活動の支援を実施した。
 - ・平成19年度社会教育登録団体 1,178団体
- 3 新中央図書館を開館した。
- 4 美術館では、市民ギャラリーにおいて、市内で活動するグループや個人の作品が展示され、また「市民芸術文化祭」や「北多摩地区中学校美術展」などにも利用された。
 - また、ボランティアコーナーを設けるとともに、NPOと美術館との協働による美術館ボランティアの育成に取組み、ティーンズスタジオ事業や館内案内等様々な活動を実施した。

【今後の取組の方向性】

- 1 今後さらなるコミュニティ活動を促進するため、個人の生きがいや充実感につなげるだけでなく、社会の活性化にも役立つ市民の自主的な芸術や文化活動、女性の地域活動への参加促進、そして学習を通じて、趣味や教養を高め学びあう自主サークル等を積極的に支援するなど、地域の自主活動を促進する各種課題に取り組んでいく。
- 2 美術館では、市民ギャラリーを活用した市民の学習発表の機会を提供することをはじめ、NPOとの協働による育成事業を通じて、美術館ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進する。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見

**橋本 由愛子（世田谷区立弦巻中学校長・
元文部科学省中央教育審議会委員）**

教育基本法の改正に伴い、学校教育法の改正（平成19年6月）、学校教育法施行規則の改正（平成19年10月）が行われた。このことにより、文部科学省は、「学校評価ガイドライン」の改訂（平成20年1月）を示され、各学校においても、学校関係者評価委員会を設置し、学校評価を行うことが義務付けられた。

教育委員会においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

このような法改正により、教育委員会においても各事業等の点検・評価が義務付けられた。これまでも教育委員会としては、各事業等の点検・評価が行われているが、今回の改訂により、点検・評価とともに、成果・結果がより重視されているものと思われる。

府中市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために6つを柱としている「基本方針」を策定され、教育施策に取り組んでいる。これらのキーワードを挙げてみると、人権尊重、個性と創造力の伸長、健全育成・社会貢献、学校経営の改革、生涯学習の拡充、地域で生かすシステム等である。特に、19年度の主要施策に対して報告を受けたが、各基本方針ごとに、施策の取組状況及び今後の取組の方向性が明確にされ、点検・評価がきめ細やかに行われている。さらに、点検・評価とともに、成果・結果がそれぞれの事業において表れていることが分かった。このことは、平成15年3月に21世紀に府中市がめざす教育行政の指針として、「府中市学校教育プラン21（学校教育推進計画）」を示し、育てたい子ども像を明確にし、市民の皆さまのニーズをとらえ、学校教育をより一層推進されてきた成果としてとらえている。

学校教育プラン21の基本理念に、「誇りをもてるふるさと府中を創り、世界に活躍する府中っ子を育てる」とありますように、その願いや思いが十分に子どもたちや指導者である教職員に伝わるような事業への取り組みであると思われる。

また、府中市生涯学習推進計画については、計画の基本目標の中に、「あらゆるライフステージを通じた学習機会と場の拡充」とあるが、誰でも、何処でも学習できる場の提供がされ、市民の方々が豊かな気持ちで生活できるような施策が多く示され、取り組まれている様子がよく分かった。これは、府中市の心

の豊かさへの取り組みの状況であると感じた。

今後、教育委員会において、各主要施策への取り組みを行うに当たって、今年度の点検・評価を基に、意見が出された「今後の取組の方向性」を生かし、他の部局との連携を図り、よりよい成果・結果が出せることを願っている。

村井 誠人（早稲田大学文学学術院教授）

府中市教育委員会の権限に関する平成 19 年度の事業実施実績は、きわめて多岐にわたり、それらはきめ細かく、大いに賞賛されるべきレベルに達しているものと思われる。そこで、本意見としては、特に国際理解教育に絞り、問題点を指摘したい。

府中市教育委員会の発行する各種事業実施に関する報告書を見ると、以下のような文言が存在する。「広く国際社会において活躍する子どもたちになるよう、知・徳・体の調和のとれた府中っ子を育成していきます。」（『府中市学校教育プラン 21（府中市学校教育推進計画）』平成 15 年、p.13）「精神の荒廃が指摘され先行き不透明で変化の激しい 21 世紀にあって、子どもたちに求められているのは、・・・、正義感や公正さを重んじる心、・・・そして、生命や人権を尊重する心などがあり、・・・」（同、p.14）「子どもたちに自国や世界の平和を願う気持ちをはぐくむことは、教育の果たすべき大きな使命です。今日、戦争や諸民族間の紛争の解決のために、軍事力を行使するのではなく、平和的に解決することが大切です。そのためには、外国の文化や価値観を知ることが大切です。このことから、・・・子どもたちの発達段階に応じた国際理解教育を行っていく必要があります。」（同、p.59）

また、本、『府中市教育委員会の基本方針に基づく平成 19 年度主要施策の点検及び評価報告書（平成 19 年度分）』（案）においても、【基本方針 1 人権尊重の教育の推進】の 3 では、「生涯学習においては、府中市平和都市宣言等に基づき、平和に関する事業を実施し、一層の平和啓発を図る」（p.9）とある。基本方針 2 の [主要施策] (9) では、「社会の変化にともなう今日的な課題について関心をもち、認識ができるよう、国際理解教育」「などを推進する」とある。ここでは、【施策の取組状況】1 国際理解教育の推進で、「ALT による英語活動を小学校・中学校ともに全学年で週 15 時間から 35 時間で実施し、異文化理解教育を実施した」（p.16）とされるが、国際理解教育が英語に特化している感があることに若干の疑問を呈さざるを得ない。そして、「基本方針 5 多様な学習機会を提供する生涯学習の拡充」において、[主要施策] (4) の【施策の取組状況】4 で、「市民体育大会」をはじめとする各種のスポーツ大会を開催するとともに、各競技団体が行うスポーツ活動の支援に努めている」（p.28）と述べられている。実際、19 年度における最大のイベントとしては、12 月 1 日の、「新中央図書館が P F I 事業により市民会館との複合施設として開館した」ことと、社会教育

分野での、市民スポーツの祭典である「市民体育大会」が第 50 回の節目を向かえ、盛大に開催されたことの 2 点である (p.2)。

府中市は従来「国際化に対応する学習の推進」のために「国際的視野を持った市民を育てるための学習を推進するとともに」「友好都市のウィーン市ヘルナルス区との交流をすすめ」てきており (『府中市生涯学習推進計画 市民カレッジの展開に向けて』(平成 11 年)、p.50)、また、昭和 61 年に府中市は「平和都市宣言」をし、「平和の意義を確認し、平和意識の高揚を推進し」ていることを謳っている (同、p.52)。以上のことを確認し、具体的な一例として次の状況を考えてみる必要がある。

それは第 50 回市民体育大会の陸上競技場で盛大に行われた開会式における特異な光景である。市の体育連盟に加盟する全競技団体が、傘下の競技参加者を動員しておこなう入場行進があり、各団体がメインスタンドを通過する際、笛が吹かれ、行進してきた人々が指揮台に向かって何らかの表敬をしながら行進するのである。多くの団体は、一斉に右手を斜め前に上げる「ローマ式敬礼」を行ったのである。この種の敬礼は、かつてイタリア・ドイツにおいてファシズムの集会において用いられたために、とくにユダヤ人の大量虐殺等を想起させるものとして、ヨーロッパでは或る種の人々を除いては忌避されるものである。我が国ではかつて国民体育大会でのそうした入場行進が問題となり、その後「ローマ式敬礼」は行われなくなっている。仮に体育大会時にウィーンからの訪問者が訪れ、この入場行進を目にすると、どのような印象を持つだろうか。現状のままを見せる場合には、重大な国際的常識に対する挑戦となり、そうしないのであるならば、それは国際的価値観に対するダブル・スタンダードとなる。国際的な「正義感や公正さを重んじる心」を養い、「今日、戦争や諸民族間の紛争の解決のために、軍事力を行使するのではなく、平和的に解決することが大切です。そのためには、外国の文化や価値観を知ることが大切です」という、府中市の教育における理念はどのようになってしまうのであろうか。市民大会の開会式入場行進には、子供たちも参加しており、参加する大人たちへの意識改革とともに、教育的配慮からも、判断基準の明確さを示すことが必要である。国際理解の道具としての「英語教育」も大切だが、日常における世界的人権・平和感覚の醸成も大事である。「平和宣言都市」の府中市民として、ただ単に「戦争のない状況」を平和と考えるのではなく、身の回りの意識をも含めた地道で実質的な教育の実践にも思いをよせていただきたい。

**(資料1) 府中市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の実施に関する要綱**

(平成20年12月18日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する府中市教育委員会の基本方針に基く主要な施策とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の府中市教育委員会の基本方針に基く主要な施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

2 有識者は、3人以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 有識者の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 有識者に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、有識者に予算の範囲内で謝礼を支払う。

(議会への報告及び公表)

第5条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、府中市議会へ提出する。

2 教育委員会は、作成した点検及び評価に関する報告書を公表する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

2 この要綱の施行日から平成21年3月31日までの間に、第4条第2項の規定に基づき有識者として委嘱を受けた者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。